

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第4886090号  
(P4886090)

(45) 発行日 平成24年2月29日(2012.2.29)

(24) 登録日 平成23年12月16日(2011.12.16)

(51) Int.Cl. F 1  
**A 4 5 C 13/00 (2006.01)** A 4 5 C 13/00 P

請求項の数 7 (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2011-220013 (P2011-220013)</p> <p>(22) 出願日 平成23年10月4日 (2011.10.4)</p> <p>審査請求日 平成23年10月4日 (2011.10.4)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 511240195                  西野 雅士                  東京都杉並区上荻2-16-14</p> <p>(74) 代理人 100153268                  弁理士 吉原 朋重</p> <p>(72) 発明者 西野 雅士                  東京都杉並区上荻2-16-14</p> <p>審査官 平田 慎二</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 携行品保持具

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

使用時に肩に当たる部分である肩当て部と、使用時に腰の高さに位置する部分である本体部と、前記肩当て部の一端と前記本体部の一端とを連結するための係止機構を備える第1連結部と、前記肩当て部の他端と前記本体部の他端とを連結するための係止機構を備える第2連結部と、を有し、肩から斜め掛けする環形状の携行品保持具であって、

前記本体部が、外面に、携行品を保持するための係止機構の雄部を備え、

前記携行品を保持するための係止機構の雌部を備え、少なくとも2つの該係止機構を使用して前記本体部上に装着されるベルト状部材を有し、

前記ベルト状部材を、前記携行品が備えるベルト通し機構に通すと共に、前記携行品を保持するための係止機構で前記本体部上に装着することによって、該携行品が前記本体部上に保持され、

前記環形状の内側となる前記本体部の形状が、U字形に形成されることを特徴とする携行品保持具。

【請求項2】

前記肩当て部の一端と本体部の一端とを連結するための係止機構及び前記肩当て部の他端と本体部の他端とを連結するための係止機構が、スナップボタンであることを特徴とする請求項1に記載の携行品保持具。

【請求項3】

前記肩当て部の一端と本体部の一端とを連結するための係止機構及び前記肩当て部の他

端と本体部の他端とを連結するための係止機構が、面ファスナーであることを特徴とする請求項 1 に記載の携行品保持具。

【請求項 4】

前記携行品を保持するための係止機構が、スナップボタンであることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか一に記載の携行品保持具。

【請求項 5】

前記携行品を保持するための係止機構が、面ファスナーであることを特徴とする請求項 1 乃至 3 の何れか一に記載の携行品保持具。

【請求項 6】

複数の前記ベルト状部材を使用することによって、複数の前記携行品を前記本体部上に保持させることを特徴とする請求項 1 乃至 5 の何れか一に記載の携行品保持具。

10

【請求項 7】

前記携行品を保持するための係止機構の雌部を備える前記携行品を有することを特徴とする請求項 1 乃至 6 の何れか一に記載の携行品保持具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

両手を自由にしたまま、一以上の携行品を保持することができる携行品保持具の技術に関する。

20

【背景技術】

【0002】

携行品を持ち歩く場合、両手が塞がるため、手作業が不便になる。また、一つ以上の携行品を持ち歩く場合、それら携行品が嵩張り、持ち歩き難いという不便さも有る。これらの不便さを解消するために、当該携行品を着脱可能に保持する携行品保持具に関して種々の提案がされている。

【0003】

例えば、特許文献 1 では、検針時、移動時に最適な位置に各種検針機器等を配置することができる検針作業用ベルトとして、連結結合自在のバックルを備えた腰ベルト及び前記腰ベルトに両端部が取り付けられた肩掛ベルトを備え、前記腰ベルトにはデータを入力するハンディターミナルを保持するハンディターミナル保持部、検針票を印刷するプリンタを保持するプリンタ保持具、前記ハンディターミナル及びプリンタの交換電池を保持する電池保持具、プリンタの交換用紙を保持する用紙保持具を配置位置可変に配置し、前記肩掛ベルトに身分証が挿入され身分証の身分表示部を表示する身分表示票保持具を配置したことを特徴とする検針作業用ベルトが提案されている。

30

【0004】

一方、特許文献 2 では、利便性に優れたベストや肩掛け用ストラップをベースとする電腦機器携帯システムとして、Tシャツなどの上やジャケットなどの下に着用した際に、着用者の首の左右側からそれぞれ左右の帯状体が胸部を経て腹部まで延長し、左右の帯状体のそれぞれの下端部をベルトに取り付けたベストをベースとする電腦機器携帯システムであって、前記左右の帯状体の表面に面ファスナーの一方を取り付け、この面ファスナーの一方に着脱自在に取り付け可能となる面ファスナーの他方を、携帯電話や携帯音楽機器などの携帯用電腦機器を収納する機器収納ケースに取り付け、この携帯用電腦機器に兼用使用できるマイクロホンやイヤホンを前記ベストに一体に仕込み、これらのマイクロホン、イヤホン、携帯用電腦機器のプラグを通すための貫通孔を前記帯状体に穿設し、この帯状体の裏面にケーブルを束ねるための紐部材を設けたことを特徴とするベストをベースとする電腦機器携帯システムが提案されている。

40

【0005】

他方、特許文献 3 では、ゴルフで使用するティー、マーカー、グリーンフォークなどの

50

小物用品を簡便に携行することができる簡易携行具に関するものとして、腰ベルトに通して携行できるようにした10センチメートル四方程度の大きさのマジックテープ（登録商標）のループ面シート（以下マジックベース）と、ゴルフ小物用品であるティーやマーカールなどを一部に空けられた穴に差した状態で、上記マジックベースに付着させることができるマジックテープ（登録商標）のフック面の小片（以下マジックチップ）からなり、簡便に同小物用品が携行できることを特徴とするゴルフ小物用品簡易携行用具が提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

10

【特許文献1】特開2007-131984号公報

【特許文献2】特開2005-126830号公報

【特許文献3】特開2006-34937号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、特許文献1に記載の技術では、ベルトの着脱が容易でない、予め決められた機器しか携行できないなどの問題点があった。

また、特許文献2に記載の技術では、携行品保持具たる電腦機器携帯システムベルトの着脱が容易でないという問題点があった。

20

【0008】

さらに、特許文献3に記載の技術では、ゴルフ小物用品簡易携行用具の着脱が容易ではない、または、そもそもゴルフ小物用品簡易携行用具の着脱利用が想定されていないという問題点があった。

【0009】

そこで本発明では、上記問題点に鑑み、元の形を保ったままの着脱が容易であることに加え、分解による着脱も容易であり、保持することができる携行品の自由度も大きい携行品保持具を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

30

開示する携行品保持具の一形態は、使用時に肩に当たる部分である肩当て部と、使用時に腰の高さに位置する部分である本体部と、前記肩当て部の一端と前記本体部の一端とを連結するための係止機構を備える第1連結部と、前記肩当て部の他端と前記本体部の他端とを連結するための係止機構を備える第2連結部と、を有し、肩から斜め掛けする環形状の携行品保持具であって、前記本体部が、外面に、携行品を保持するための係止機構の雄部を備え、前記携行品を保持するための係止機構の雌部を備え、少なくとも2つの該係止機構を使用して前記本体部上に装着されるベルト状部材を有し、前記ベルト状部材を、前記携行品が備えるベルト通し機構（ベルト通し穴）に通すと共に、前記携行品を保持するための係止機構で前記本体部上に装着することによって、該携行品が前記本体部上に保持され、前記環形状の内側となる前記本体部の形状が、U字形に形成されることを特徴とする。

40

【発明の効果】

【0011】

開示の携行品保持具は、元の形を保ったままの着脱が容易であることに加え、分解による着脱も容易であり、保持することができる携行品の自由度も大きい。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本実施の形態に係る携行品保持具の全体図である。

【図2】本実施の形態に係る携行品保持具の各部を分離させた状態を説明するための図である。

50

【図3】本実施の形態に係るベルト状部材（携行品）の装着方法を説明するための図である。

【図4】本実施の形態に係る係止機構の雌部を備えた携行品を説明するための図である。

【図5】本実施の形態に係る携行品保持具の使用状態を示した図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

図面を参照しながら、本発明を実施するための形態について説明する。

（携行品保持具の構造）

【0014】

図1乃至図4を用いて、本実施の形態に係る携行品保持具100について説明する。図1は、携行品保持具100の全体を示す図である。図2は、携行品保持具100の構成を説明するために、各部を分離させた図である。図3及び図4は、携行品保持具100に携行品160を保持させる仕組みを説明する図である。

10

【0015】

図1及び図2で示すように、携行品保持具100は、肩当て部110、第1連結部120、第2連結部130、本体部140、ベルト状部材150を有する。そして、携行品保持具100は、肩当て部110、第1連結部120、第2連結部130、本体部140を環状に連結させ、肩から斜め掛けして使用する器具である。また、携行品保持具100は、皮革製、ナイロン製（樹脂製）、紙製など、その材質は問わず、以下で説明する機能を有するものであれば、その材質は何であっても良い。

20

【0016】

肩当て部110は、携行品保持具100使用時に肩に当てる部分であり、図2で示すように、その形状は例えば、長方形であることが好適である。また、肩当て部110の裏側、つまり、使用時肩に接する部位には肩当てパットを配置する形態でも良い。

【0017】

本体部140は、携行品保持具100の環形状において、肩当て部110に対向する位置に配置される部位である。また、本体部140は、携行品保持具100使用時に、通常、腰の高さに来る部分でもある。一方、本体部140の形状は、携行品保持具100の使用時の腰部分のラインに合うように、U字型の形状となっている。こうすることで、使用時に、携行品保持具100の位置が容易にずれ難くなる。

30

【0018】

また、図1及び図2で示すように、本体部140上には、携行品160を保持するための係止機構の雄部142が複数備えられている。雄部142は、どのように配置されていても良く、例えば、デザイン面を考慮して配置することも可能である。

【0019】

ベルト状部材150は、携行品160を本体部140上に保持するための係止機構の雌部152を少なくとも2つ備えるベルト状の部材であり、雌部152を雄部142に嵌めることによって、本体部140上に装着する。また、雌部152を雄部142に嵌脱することによって、ベルト状部材150は、本体部140上に着脱自在である。

【0020】

ここで、図3で示すように、携帯電話などの小型器具やタバコなどの小物類を、腰ベルト等に装着するケース類（携行品160）には、ベルト通し機構（ベルト通し穴）162が備えられている。また、携行品160は、例えば、上記小型器具や上記小物類など携行品そのものであっても良く、このような携行品を身体に装着させるためのケース類という概念であっても良い。

40

【0021】

そして、図3で示すように、ベルト状部材150を、携行品160のベルト通し機構162に通し、その上で、ベルト状部材150を本体部140上に装着する（雌部152を雄部142に嵌合させる）ことによって、携行品160が本体部140上に保持される。

また、複数のベルト状部材150それぞれについて上記のような使用方法を実行すれば

50

、本体部 140 上に複数の携行品 160 を保持させることもできる。

【0022】

他方、図 4 で示すように、携行品 160 が、携行品 160 を本体部 140 上に保持するための係止機構の雌部 164 を有する形態であっても良い。ここで、雌部 152 と雌部 164 とは、同じ機構である。こうすることで、ベルト状部材 150 を使用せずとも、携行品保持具 100 は、本体部 140 上に携行品 160 を保持することができる。

【0023】

図 1 及び図 2 で示すように、第 1 連結部 120 は、肩当て部 110、第 1 連結部 120、第 2 連結部 130、本体部 140 で環形状を形成する場合、係止機構 122 によって、肩当て部 110 と本体部 140 とを連結する部位である。また、第 2 連結部 130 は、肩

10

【0024】

また、係止機構 122、132 は、例えば、携行品保持具 100 が、外部の何かに挟まれた場合など、特定方向の力が加わると容易に係止状態（連結状態）が解消される機能を有する。そのため、携行品保持具 100 が外部の何かに挟まれるなどして、携行品保持具 100 の使用者に危険がおよぶ恐れがある場合、係止機構 122、132 の係止状態が瞬時にかつ自然に解消され、当該危険を回避することができる。

【0025】

ここで、係止機構 122、132、雄部 142・雌部 152、164 による係止機構は、例えば、スナップボタン（ジャンパーホック）であっても良く、面ファスナーであっても良い。

20

（携行品保持具の使用方法）

【0026】

図 5 を用いて、本実施の形態に係る携行品保持具 100 の使用方法について説明する。図 5 は、携行品保持具 100 を使用者の肩から斜め掛けした態様を示す図である。

【0027】

使用者は、肩当て部 110、第 1 連結部 120、第 2 連結部 130、本体部 140 を連結し環形状を作り、図 5 で示すように、使用者の肩位置には肩当て部 110 が配置され、腰位置には本体部 140 が配置されるように、斜め掛けして使用する。

30

【0028】

また、使用者は、第 1 連結部 120、第 2 連結部 130 の長さを適宜調節することによって、携行品保持具 100 の使用者の体格の違い、使用者のデザイン的な好みなどに対応させることができる。

【0029】

次に、使用者は、携行品 160 が備えるベルト通し機構 162 に、ベルト状部材 150 を通し、雌部 152 を雄部 142 に係止させることで、携行品 160 を本体部 140 上（携行品保持具 100）に保持させる。こうすることで使用者の両手が空き、手作業を自在に行うことができ、また、携行品保持具 100 が腰より上位置に装着されているため、自動車運転などの作業も不自由なく行うことができる。

40

そして、使用者は、携行品 160 を使用する際、雌部 152 を雄部 142 から分離するなどし、携行品 160 を手に取って使用する。

【0030】

一方、係止機構 122、132、雄部 142・雌部 152、164 による係止機構が、スナップボタン（ジャンパーホック）、面ファスナーであれば、携行品保持具 100 又は携行品 160 が外部のものに挟まれた場合など、特定方向の力が加わると携行品保持具 100 の係止状態（連結状態）が瞬時に解消される。そのため、使用者は、機械引き込まれ事故のような危険を回避することができる。

（総括）

50

## 【0031】

携行品保持具100は、本体部140上に雄部142を複数設けられることから、各種携帯用ケース160、携帯用機器160等を同時に多数携行できる。また、携行品保持具100は、各種携帯用ケース160、携帯用機器160等を使用者の実用的な位置に配置することができ、さらに、短時間の着脱作業にて、随時、目的に応じて必要なものを選択し、取り替えて携行することができる。

## 【0032】

携行品保持具100は、短いベルト状のベルト状部材150を使用することによって、ベルトに通して保持させる機能を有する各種携帯用ケース160や携帯用機器160等を、通常のベルト利用時と同様にして、簡単に取り付け携行することを可能とする。

10

## 【0033】

携行品保持具100は、肩から掛けて使用するため、使用者の両手を自由にし、かつ、落ち難く、使用者は、疲れ難く、安定した携行品160の携行が可能となる。

## 【0034】

携行品保持具100は、各構成部位について幾つかの長さのものを用意しておけば、使用者の身長や体格、好みに応じて、各部位を交換することができる。そうすることで、携行品保持具100は、最適な寸法・機能を簡単に備えることができ、また、分離した状態にて軽便に持ち運ぶこともできる。

## 【0035】

携行品保持具100は、使用者の腰位置に当たる本体部140をU字型に切れ込んだ形状とすることで、当該U字型形状が使用者の腰部に密着し、安易な位置ズレを防止することができる。

20

## 【0036】

以上、本発明の実施の形態について詳述したが、本発明は係る特定の実施の形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲に記載された本発明の要旨の範囲において、種々の変形・変更が可能である。

## 【符号の説明】

## 【0037】

100	携行品保持具	
110	肩当て部	30
120	第1連結部	
122	係止機構	
130	第2連結部	
132	係止機構	
140	本体部	
142	係止機構の雄部	
150	ベルト状部材	
152	係止機構の雌部	
160	携行品	
162	携行品が備えるベルト通し機構(ベルト通し穴)	40
164	係止機構の雌部	

## 【要約】

## 【課題】

開示の携行品保持具は、元の形を保ったままの着脱が容易であることに加え、分解による着脱も容易であり、保持することができる携行品の自由度も大きい。

## 【解決手段】

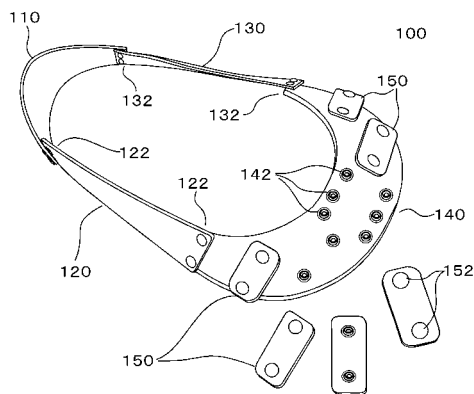
開示の携行品保持具は、肩当て部と、使用時に腰の高さにくる本体部と、肩当て部の一端と本体部の一端とを連結するための係止機構を備える第1連結部と、肩当て部の他端と本体部の他端とを連結するための係止機構を備える第2連結部と、を有し、肩から斜め掛

50

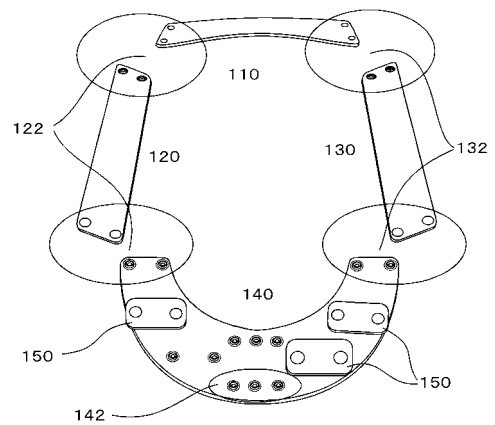
けする環形状の携行品保持具であって、本体部が、外面に、携行品用の係止機構の雄部を備え、携行品用の係止機構の雌部を備え、少なくとも2つの該係止機構を使用して本体部上に装着されるベルト状部材を有し、ベルト状部材を、携行品が備えるベルト通し機構に通すと共に、携行品用の係止機構で本体部上に装着することによって、該携行品が本体部上に保持されることを特徴とする。

【選択図】図1

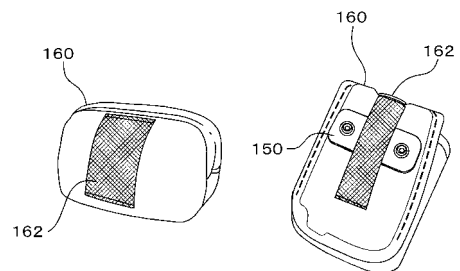
【図1】



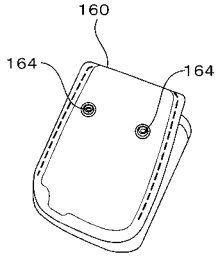
【図2】



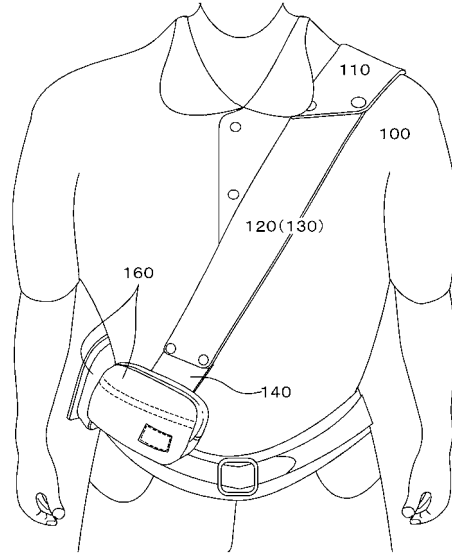
【図3】



【 図 4 】



【 図 5 】





---

フロントページの続き

(56)参考文献 実公平6 - 37725 (JP, Y2)  
実開昭58 - 47224 (JP, U)  
登録実用新案第3018890 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
A45C 13/00